

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第290号）について、令和5年10月18日付け健生発1018第2号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありました。

今回の改正の要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 規格基準告示関係

① 残留基準値関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値を設定又は改正した。

成分名	用途	備考(品目)
アミスルブロム	殺菌剤	農薬
アメトクトラジン	殺菌剤	農薬
アンプロリウム	合成抗菌剤/抗原虫剤	動物用医薬品 及び飼料添加物
グルホシネート	除草剤/植物成長調整剤	農薬
ジクロキサシリン	抗生物質	動物用医薬品
シメコナゾール	殺菌剤	農薬
セフロキシム	抗生物質	動物用医薬品
フルピラジフロム	殺虫剤	農薬
フルミオキサジン	除草剤	農薬
メタアルデヒド	殺虫剤	農薬
メフェントリフルコナゾール	殺菌剤	農薬

② その他所要関係

カカオ豆の試験を行う場合の分析部位の記載を改正した。

2 適用期日

(1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

(2) 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用される。

3 運用上の注意（残留の規制対象に変更がある品目を主に抜粋し記載）

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、アンプロリウム、ジクロキサシリン及びセフロキシムは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定する「アミスブルロム」の規制対象は、農産物にあってはアミスブルロムのみとし、畜産物にあってはアミスブルロム及び代謝物D【3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-3-イルスルホニル)インドール】とする。ただし、代謝物Dはアミスブルロムの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、アミスブルロムである。
- (3)-① 今回残留基準値を設定する「アメトクトラジン」の規制対象は、農産物にあってはアメトクトラジンのみとし、畜産物にあってはアメトクトラジン、代謝物B【4-(7-アミノ-5-エチル[1, 2, 4]トリアゾロ[1, 5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸】及び代謝物G【6-(7-アミノ-5-エチル[1, 2, 4]トリアゾロ[1, 5-a]ピリミジン-6-イル)ヘキサン酸】とする。ただし代謝物B及び代謝物Gはアメトクトラジンの濃度に換算する。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3)-② 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているアメトクトラジンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
- (4)-① 今回残留基準値を設定する「グルホシネート」の規制対象は、グルホシネート（D体及びL体）（代謝物Z【N-アセチルグルホシネート】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】とする。ただし、代謝物Bはグルホシネート（D体及びL体）の濃度に換算する。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいに限る。）にあってはグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの、3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及びN-アセチルグルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいい、農産物（穀類、豆類、種実類及びてんさいを除く。）及び畜産物にあっては、グルホシネートをグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれる。
- (4)-② 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているグルホシネートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認する。ただし、ひまわり油の原材料である「ひまわりの種子」に設定されている残留基準値も削除されることから、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」には経過措置期間（告示の日から起算して1年を経過した日から適用）を設定する。
- (4)-③ 「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているグルホシネートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規

